

内閣参質一九六第二〇八号

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員青木愛君提出陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員青木愛君提出陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「「配備」本来の意味及び「正式に配備する」との違い」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成三十年四月十日内閣参質一九六第五号。以下「五五号答弁書」という。）二についてにおいては、恒常的な配備に至る前の段階の状態を指して「暫定的に配備する」と答弁したところである。

二及び三について

先の答弁書（平成三十年六月二十二日内閣参質一九六第一三九号。以下「一三九号答弁書」という。）一についてでお答えしたとおり、政府としてお尋ねのようなことを行うことを決定した事実はないため、一三九号答弁書一についてにおいては、「そのような仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい」と答弁したところである。

四について

お尋ねの「相手方との関係」とは、米国との信頼関係を意味しており、米国との協議の詳細について明

らかにすることは、米国の信頼関係が損なわれるおそれがあるものであると考えている。

五について

お尋ねの「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであること等」とは、垂直離着陸機V二二オスプレイの導入に際しての一時的な処置について、防衛省整備計画局防衛計画課を中心とした関係部署における率直な意見の交換又は防衛省において行う予定の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること等を意味している。また、お尋ねの「等」とは、例えば、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ又は米国の信頼関係が損なわれるおそれがあることを指している。

六について

お尋ねの「国の安全が害されるおそれ及び同国との信頼関係が損なわれるおそれがあること等」とは、米国の有償援助による調達に係る契約の具体的な内容については、装備品の性能等が推測される情報が含まれるものであり、また、同国政府から非公表とすることとされているため、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び同国との信頼関係が損なわれるおそれがあること等を意味している。また、お尋ねの「等」とは、例えば、公にすることにより、今後の米国の有償援助による調達に係る事務の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあることを指している。

七について

五五号答弁書二について、先の答弁書（平成三十年四月二十四日内閣参質一九六第七三号）一から三までについて、先の答弁書（平成三十年五月十一日内閣参質一九六第八四号）三から五までについて及び一三九号答弁書一についてでお答えしたとおり、防衛省としては、垂直離着陸機V二二オスプレイの導入に際しての一時的な処置については、様々な選択肢を検討しているところである。

